

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和3年度 第2回 評議員会議事録

- 1 開催の日時 令和3年6月24日（木）午前10時00分
- 2 開催の場所 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構事務室
当該場所に存しない役員等は、Web会議システム（使用サービス名：Zoom）を利用して参加。
- 3 評議員総数 9名
- 4 出席評議員数 7名
出席評議員 神田 彰
出席評議員 小宅 誠司
出席評議員 日下部 徹
出席評議員 田中 尚
出席評議員 山端 恵実
出席評議員 吉田 久芳
出席評議員 谷本 光司
- 5 出席理事長 林 毅
出席理事 津野 洋
出席理事 合川 正弘
- 6 出席監事 佐々木 泰裕

7 議事の経過の要領及びその結果

(1) 開会

第2回評議員会をWeb会議として開始するにあたって、出席評議員、理事、監事全員の音声および映像が共有されていることを確認した。定刻に至り、事務局長の合川正弘氏が開会を宣し、本日の令和3年度2回評議員会は、定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた後、引き続き、林理事長及び来賓から挨拶があった。

(2) 議長選出

定款第18条の規定により、評議員小宅誠司氏が議長に就任し、上記出席者全員の音声および映像が共有されていることを確認し、議案の審議に入った。

(3) 議事録署名人選出

定款第20条第2項の規定により、議事録署名人に神田彰評議員および谷本光司評議員が選出された。

(4) 議 事

第1号議案 評議員の選任に関する件

議長が、合川事務局長に「評議員の選任に関する件」について説明させ、合川事務局長が、評議員の全員が本定時評議員会の終結と同時に任期満了し、退任することとなるので、選任の必要があり、定款第11条第1項の規定により評議員9名を資料1のとおり選任したいこと、および任期については、定款第12条第1項の規定により令和3年6月24日から令和7年に開催する定時評議員会の日までとしたい旨を説明した後、議長が評議員候補者ごとに、これを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認されたので、下記のとおり選任することに決議確定した。

評議員 神田 彰 (重任)
評議員 小宅誠司 (重任)
評議員 日下部徹 (重任)
評議員 田中 尚 (重任)
評議員 山端恵実 (重任)
評議員 吉田久芳 (重任)
評議員 谷本光司 (重任)
評議員 吉田延雄 (重任)
評議員 松本竜三 (重任)

第2号議案 理事の選任に関する件

議長が、合川事務局長に「理事の選任に関する件」について説明させ、合川事務局長が、理事の全員が本定時評議員会の終結と同時に任期満了し、退任することとなるので、選任の必要があり、定款第22条第1項の規定により理事8名を資料2のとおり選任したいこと、および任期については、定款第25条第1項の規定により令和3年6月24日から令和5年に開催する定時評議員会の日までとしたい旨を説明した後、議長が理事候補者ごとに、これを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認されたので、下記のとおり選任することに決議確定した。

理事 矢野英樹 (重任)
理事 林 毅 (重任)
理事 大路裕子 (重任)

理事 松枝俊明（重任）
理事 小寺寿充（重任）
理事 芳川一宏（重任）
理事 津野 洋（重任）
理事 合川正弘（重任）

第3号議案 監事の選任に関する件

議長が、合川事務局長に「監事の選任に関する件」について説明させ、合川事務局長が、監事の全員が本定時評議員会の終結と同時に任期満了し、退任することとなるので選任の必要があり、定款第22条第1項の規定により監事2名を資料3のとおり選任したいこと、および任期については定款第25条第2項の規定により令和3年6月24日から令和5年に開催する定時評議員会の日までとしたいこと、さらに報酬については役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第4条第2項に基づき無報酬と決定したい旨を説明した後、議長が監事候補者ごとに、これを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認されたので、下記のとおり選任することに決議確定した。

監事 佐々木泰裕（重任）
監事 酒井 俊（重任）

第4号議案 令和2年度事業報告及び決算書類の承認の件

議長が、合川事務局長に「令和2年度事業報告及び決算の承認の件」について説明させ、合川事務局長が、定款第8条第1項の規定により、令和2年度事業報告及び決算を資料4のとおりとしたい旨を説明した。本議案に関し、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

(5) 報告事項

合川事務局長から、機構の「令和3年度のあり方検討について」資料5のとおり報告を行ったところ、別紙の質疑応答があった。

(6) 閉会

以上をもって、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構令和3年度第2回評議員会の議題全部を終了したので、合川事務局長が午前11時30分閉会を宣言した。

以上の決議を明確にするために、合川正弘常務理事が議事録を作成し、議長および議事録署名人が次に記名押印する。

令和3年6月24日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

別紙 令和3年度 第2回評議員会 質疑応答

| 報告事項 令和3年度のあり方検討について | |
|----------------------|--|
| 小宅議長 | ワーキンググループは第1回目が本年7月に開催予定となっているが、メンバーはすでに選定されているのか。 |
| 合川局長 | 本会議ではメンバー表として提示できておりませんが、各機関から候補者を推薦いただいているので、早急に日程調整等を含めて取りまとめます。 |
| 山端評議員 | 要望事項として、神戸市水道局としては新たな事業展開のための基本財産の積み増しは、コロナ下ということもあり難しい。このような状況下、機構として取組むべき事業内容の抽出をしっかりと行っていただきたい。 |
| 合川局長 | ワーキンググループの中でしっかり検討させていただきます。 |

[資料1]

第1号議案

評議員の選任に関する件

定款第11条第1項の規定に基づき、下記の者を評議員に選任する。

記

1 評議員候補者

| | | |
|-----|----|---------------------|
| 神田 | 彰 | (公益社団法人関西経済連合会理事) |
| 小宅 | 誠司 | (公益財団法人関西生産性本部専務理事) |
| 日下部 | 徹 | (京都市上下水道局総務部長) |
| 田中 | 尚 | (大阪市水道局工務部長) |
| 山端 | 恵実 | (神戸市水道局副局長) |
| 吉田 | 久芳 | (公益社団法人日本水道協会理事) |
| 谷本 | 光司 | (一般社団法人近畿建設協会理事長) |
| 吉田 | 延雄 | (阪神水道企業団企業長) |
| 松本 | 竜三 | (大阪広域水道企業団副企業長) |

2 任期

定款第12条第1項の規定に基づき、今回選任する評議員の任期は、令和3年6月24日から令和7年に開催する定時評議員会の日までとする。

[資料2]

第2号議案

理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

矢野英樹 (三重県地域連携部参事兼水資源・地域プロジェクト課長)

林毅 (滋賀県琵琶湖環境部次長)

大路裕子 (京都府府民環境部公営企画課参事)

松枝俊明 (大阪府政策企画部広域調整室事業推進課参事)

小寺寿充 (兵庫県企画県民部ビジョン局ビジョン課参事)

芳川一宏 (奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課長)

津野洋 (京都大学名誉教授)

合川正弘 (公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構事務局長)

2 任期

定款第25条第1項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和3年6月24日から令和5年に開催する定時評議員会の日までとする。

[資料3]

第3号議案

監事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を監事に選任する。

また、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり報酬額を決定する。

記

1 監事候補者

佐々木 泰 裕 (辻・本郷税理士法人関西エリア法人戦略部統括部長)

酒 井 俊 (株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長)

2 任 期

定款第25条第2項の規定に基づき、今回選任する監事の任期は、令和3年6月24日から令和5年に開催する定時評議員会の日までとする。

3 報酬額

無報酬とする。

[資料4]

第4号議案

令和2年度事業報告及び決算書類の承認の件

令和2年度

事業報告書

自：令和 2年4月 1日
至：令和 3年3月31日

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

概 況

令和2年度は、健全で安定した経営基盤の維持、公益実現への貢献ならびに社会からの期待に相応しい事業運営を目指すことを使命に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による事業の一部中止等を余儀なくされる中、工夫を凝らし積極的に事業活動の展開に取り組んだ。

管理運営活動では、所要の会議を、書面による決議の省略やWebによる開催を併用して実施することにより、関係者との協議・合意形成を図った。また、事業活動では、琵琶湖・淀川水系の健全な水環境の実現のための調査研究、広報啓発、活動支援事業について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえたWebによる成果報告会の開催や活動報告の紹介等の対応を行いつつ実施するとともに、新たにTwitterやYouTube活用を開始し機構の活動紹介を行うなど、引き続き「飲める水 遊べる水辺 次世代に」をキャッチフレーズとして掲げ、「遊んだり、泳いだりするのに適した河川や湖にする」という目標を実現するために、琵琶湖・淀川水系が抱える水環境課題の解決に向けた取り組みを実施した。

I . 管理運営活動等

1. 評議員会、理事会、評議員会・理事会幹事会等

評議員会、理事会、評議員会・理事会合同幹事会を開催し、事業運営全般について検討・審議を行った。

(1) 評議員会

第1回評議員会（決議の省略）

評議員会運営規程第9条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和2年6月3日に評議員会の決議があったものとみなされた。

- ・評議員の選任
- ・理事の選任

第2回評議員会（決議の省略）

評議員会運営規程第9条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和2年6月19日に評議員会の決議があったものとみなされた。

- ・令和元年度事業報告及び決算書類の承認

第3回評議員会（決議の省略）

評議員会運営規程第9条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和2年10月23日に評議員会の決議があったものとみなされた。

- ・評議員の選任
- ・特定資産普通預金の共用割合の変更及び取崩しの承認
- ・令和2年度収支予算書（補正）の承認

第4回評議員会（決議の省略）について

評議員会運営規程第9条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和2年11月9日に評議員会の決議があったものとみなされた。

- ・監事の選任

第5回評議員会

- ・日 時：令和3年3月1日 午後2時～3時10分
- ・場 所：当機構事務所
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議システムを使用)
- ・議 案：
 - ・令和2年度収支予算書(第2次補正)の承認
 - ・令和3年度事業計画書の承認
 - ・特定資産の取崩しの承認
 - ・令和3年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- ・報告事項：
 - ・令和3～4年度学術委員
 - ・機構事務所の移転
 - ・機構のあり方検討の今後の進め方

(2) 理事会

第1回理事会(決議の省略)

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和2年4月1日に理事会の決議があったものとみなされた。

- ・常務理事(事務局長)の選定

第2回理事会(決議の省略)

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和2年5月18日に理事会の決議があったものとみなされた。

- ・令和2年度第1回評議員会を決議の省略で実施
- ・顧問選任の同意

第3回理事会(決議の省略)

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和2年6月4日に理事会の決議があったものとみなされた。

- ・理事長の選定
- ・令和元年度事業報告及び決算書類の承認
- ・令和2年度第2回評議員会を決議の省略で実施

第4回理事会

- ・日 時：令和2年9月30日 午前10時30分～11時55分

- ・場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター 大会議室1

- ・議 案：
 - ・特定資産普通預金の共用割合の変更及び取崩しの承認
 - ・令和2年度収支予算書(補正)の承認
 - ・令和2年度第3回評議員会を決議省略で実施

*公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 資金管理・運用規程の変更に対する承認については承認を見送り

- ・報告事項：理事長・常務理事の職務の執行の状況

第5回理事会(決議の省略)

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和2年10月26日に理事会の決議があったものとみなされた。

- ・令和2年度第4回評議員会を決議の省略で実施

第6回理事会

- ・日 時 : 令和3年2月17日 午前10時～11時40分
- ・場 所 : 当機構事務所
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議システムを使用)
- ・議 案 :
 - ・資金管理・運用規程の変更に対する承認
 - ・令和2年度収支予算書(第2次補正)の承認
 - ・令和3年度事業計画書の承認
 - ・特定資産の取崩しの承認
 - ・令和3年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
 - ・令和2年度第5回評議員会の招集
- ・報告事項:
 - ・理事長・常務理事の職務の執行の状況
 - ・理事長専決報告(職員給与規程の一部改正)
 - ・令和3～4年度学術委員
 - ・機構事務所の移転
 - ・機構のあり方検討の今後の進め方

(3) 評議員会幹事会・理事会幹事会

第1回評議員幹事会・理事会幹事会合同会議

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催とし、令和2年5月26日に議題を示して各幹事あて意見等を照会し、令和2年6月2日に意見等に対する回答を行った。

- ・令和2年度第3回理事会(決議の省略)の案件
- ・令和2年度第2回評議員会(決議の省略)の案件

第2回評議員会幹事会・理事会幹事会合同会議

会議の開催方法に関するアンケート結果に基づき書面開催とし、令和2年9月15日に議題を示して各幹事あて意見等を照会し、令和2年9月25日に意見等に対する回答を行った。

- ・令和2年度第4回理事会の案件
- ・令和2年度第3回評議員会(決議の省略)の案件

第3回評議員会幹事会・理事会幹事会合同会議

- ・日 時 : 令和3年2月9日 午前10時～11時40分
- ・場 所 : 当機構事務所
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議システムを使用)
- ・議 題 :
 - ・令和2年度第6回理事会の案件
 - ・令和2年度第5回評議員会の案件

Ⅱ. 事業活動等

令和2年度は、引き続き琵琶湖・淀川流域における水環境問題を流域全体で解決するための一翼を担い、「飲める水 遊べる水辺 次世代に」をキャッチフレーズに、調査研究事業、広報啓発事業および活動支援事業を実施した。

1. 水質保全調査研究事業

(1) 水質保全調査研究開発事業(自主事業)

生活環境保全対策・環境変化への対応・健康リスク問題に関わる調査研究

琵琶湖・淀川水系は各府県に跨るため、水系の水環境問題解決には、自治体間を超えた流域全体を対象とした取り組みが必要不可欠である。その為、流域全体の水環境保全の向上に資する調査研究に取り組み、流域の水質改善のための垣根を超えた各行政組織の連携とその推進に寄与することを目的としている。

さらに、流域の水質・水環境情報および得られた成果は関係府県・機関の政策立案等に活用いただけるよう、当機構のWEB上への公開、評議員会、理事会、幹事会その他、研究助成成果報告会、和文・英文学術雑誌への発表等を通じて、行政や自治体および一般に向け広く成果を情報提供するように努めている。

① 流域水質保全のための流入汚濁負荷調査研究

窒素・リン等は富栄養化によるアオコの発生に関与し、有機汚濁物質は浄水場等における塩素消毒により発生する発ガンに関与すると指摘されているトリハロメタンやハロ酢酸といった消毒副生成物の原因となる。そこで、これらの水質指標を含め、琵琶湖・淀川流域の水質保全・改善を目的として、いまだ改善が進まない水域を対象とした汚濁負荷量および汚濁発生源等について調査・検討を行った。

琵琶湖・淀川流域の中でも、木津川上流域は水道水源等に活用されている複数のダムを有する一方、農地や住宅地が混在している。関係機関の協力のもと過年度までに得られた調査結果を基に各種解析等を行うことで、流域の汚濁負荷の特性や発生源について検証した。得られた成果はシンポジウムおよび学会で発表し、自治体および一般に向けて広く公表した。

② 環境変化および気候変動が流域の水環境に及ぼす影響に関する調査研究

本研究所はこれまで様々な調査・研究を行ってきており、環境変化および気候変動の影響を解析するうえで有益な知見も有している。令和2年度は土地利用形態など環境変化に伴う非特定源による水質汚濁負荷について、経済の成長と崩壊、環境意識が醸成され始めた時期の前後から数年前までの土地利用状況等の変遷データから、長期にわたる調査研究やその成果を踏まえ、今後の施策や対策の一翼を担うべく解析を行った。その結果、最近の十数年間の湖沼・河川沿岸部への有機物汚濁負荷は都市化の進行も相まって上昇していることが示唆された。また、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）におけるパリ協定、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール13『気候変動に具体的な対策を』からも明らかのように、将来の気温上昇が琵琶湖・淀川流域に対して与える影響の評価、対策の選定は必要不可欠である。そこで、これまでの実験研究で得られた知見やデータを基に更なる解析を行い、湖沼において沈水植物の存在が水温上昇に伴う底泥からのリン溶出の抑制に対して一定の効果を有すること等を明らかにした。得られた成果は査読付きの学術論文として発表し、自治体および一般に向けて広く公表した。

(2) 調査研究の成果の発表及び社会活動等

① 著書（共同執筆）

- M. Nakamura, K. Wada, K. Taki, and N. Hirayama (2020): Chapter 6 “Evolving Issues Toward Improvement of the Lake Biwa-Yodo River Basin Governance”, H. Kawanabe, M. Nishino, M. Maehata. Editors, Lake Biwa: Interactions between Nature and People-Second Edition, 485-528, Springer (Switzerland).

② 論文発表（査読あり）

- 和田，中村，佐藤，津野，福壽「琵琶湖流域における土地利用変化と非特定汚染源汚濁負荷への影響—過去18年間のGIS解析を通じて—」水環境学会誌，**43**(5)，141–152，2020.
- 尾崎，和田，村上，中島，古米「公表調査データの統計解析による市街地ノンポイント汚濁負荷流出量の予測とその信頼性評価-負荷量の統計的推定および新規入手データを用いたモデルの検証と改良-」水環境学会誌，**44**(1)，1–8，2021.
- K. Wada, N. Kishimoto, I. Somiya, T. Sato, and K. Ueno. “Impact of Submerged Macrophytes on Behavior of Organic Carbon and Nutrients: An Experimental Study” *Journal of Water & Environmental Technology*, **19** (1), 35–47, 2021.

③ 国内・国際学会・シンポジウム発表

- 第42回京都大学環境衛生工学研究会シンポジウム
(2020年7月、京都（誌上発表）)
西村，和田，野口，楠田，日高「木津川上流域における河川への汚濁物質負荷特性に関する研究」
- 第55回日本水環境学会年会（2021年3月，京都（オンライン開催））
和田，西村，日高，野口，森田，立花「木津川上流域の河川における有機物汚濁と面源負荷に関する考察」

④ 講演、社会活動等

【招待講演】

- JDS Special Lecture Series（JDSプログラムの特別英語講義シリーズ）
東京大学大学院工学系研究科，東京大学 WEB開催（2021年3月，東京）
“ The Lake Biwa-Yodo River Basin; -Evolving Water Quality Preservation and Environmental Management-”

⑤ 出展等

- 京都環境フェスティバル2020〔オンライン〕
(開催期間：令和2年12月20日～令和3年2月28日)
コロナ禍で、軒並みPRイベントが中止になる中、オンライン開催となった『京都環境フェスティバル2020』に、Webページを作成して出展した。

(3) 琵琶湖・淀川水質浄化研究所報告の公表

令和元年度の調査研究成果や活動実績についてとりまとめ、BYQ水環境レポートに掲載した。

(4) 学術委員会の開催

令和3年度の『水質保全研究助成』の募集分野について議論いただくとともに、琵琶湖・淀川水系の水質保全のために実施している調査研究事業の内容を報告し、学術委員から幅広く指導や助言を得た。

- ・日 時：令和3年1月15日 午前10時～11時45分

- ・場 所：当機構事務所

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議システムを使用)

- ・審議報告事項：

令和3年度水質保全研究助成について

水質保全調査研究について(報告)

2. 水質保全広報・啓発事業

(1) BYQ水環境レポートによる水環境情報の広報

琵琶湖・淀川流域における水利用や水質の状況、変遷等の情報を一元的に取りまとめた年次報告書「BYQ 水環境レポート」を、継続して発行・公表している。

令和2年度は、令和元年度版を作成し、関係機関に印刷冊子を配布するとともに、幅広く一般広報する目的から、流域内の公立図書館等に寄贈し、機構のWebサイトにも「琵琶湖・淀川流域の水環境の現状」として掲載した。

(2) WAQU²調査隊による水環境保全の啓発

身近にある湖沼や川の状況を、流域に住む住民自らが主体的に出向いて調べることにより、その水質に興味を持ち、水に親しみを感じ、さらに水環境について考えてもらうことを目的に実施している。年1回、隊員が河川の水質(COD:化学的酸素要求量)を調査するとともに水の臭いや濁り、水辺の状態を観察、調査報告を機構で取りまとめた。取りまとめた調査報告はリーフレットにまとめ参加者に配布するとともに、機構のWebサイトで公開した。また、実行委員として参画する「身近な水環境の全国一斉調査(全国水環境マップ実行委員会主催、国土交通省・環境省後援)」にも調査データを提供し全国調査の一端も担った。

- ・令和2年度：参加者(=隊員数)165人、調査地点197地点

- ・調査基準日：令和2年6月7日

*新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度の調査は、基準日(6月7日)にこだわらず安全に実施できる時期に調査を行う旨周知の上で実施し、「身近な水環境の全国一斉調査」については、7月31日までの実施分をデータ反映期間とした。

(3) BYスタンプラリーによる水環境保全の啓発

市民団体が主催する水質保全活動への参加や水関連施設の見学を通して、流域住民が水環境への関心を高めていくことを目的に実施している。市民団体が主催するイベントや水環境関連施設の紹介マップを掲載した「かわら版」を年3回発行し、Web上で公開するとともに、市民団体や水環境関連施設等に配布した。

また、令和2年度から水環境関連施設のイベント情報についても機構Webサイトでの紹介を開始した。

- ・令和2年度：協賛施設20施設、協賛団体 NPO・市民団体等49団体
- ・参加者数：新型コロナウイルス感染拡大や、それに伴う非常事態宣言の発出により、団体の主催する催しの延期や中止、見学施設の閉鎖が相次ぎ、参加者数は21人。

(4) 水情報冊子「散策ブック」による琵琶湖・淀川流域の広報・啓発

琵琶湖・淀川流域内の河川に関する幅広い情報を紹介・広報し、流域住民の水環境への関心を高めていくことを目的に冊子を配布した。

3. 水質保全活動支援事業

地球温暖化や微量有害物質の問題等、琵琶湖・淀川流域が抱える水質保全の課題解決に資することを目的に水質保全研究助成を実施した。また、次世代の水質保全活動の担い手の育成を進めるため、琵琶湖・淀川流域の小・中・高・特別支援学校、NPO法人、市民団体等が行う水質保全活動に対して活動助成を行った。

(1) 水質保全研究助成

令和2年度は、応募数9件のうち3件を水質保全研究助成選考委員会にて採択した。また、助成した研究内容について成果報告会を開催し、幅広く情報共有を図った。

【令和2年度募集分野】

- ① プランクトンの異常繁殖や異臭味の発生など新たな富栄養化の課題・視点に関する調査研究
閉鎖性水域（湖沼やダム湖他）の水質課題の解決策に資する研究を対象
例えば、富栄養化に関する新たな現象・課題・制御技術・研究の切り口・研究方策、水域生態系での物質循環、適正な栄養レベル など
- ② 流域水環境管理のための水質やその指標に関する調査研究
水質汚濁・汚染に係る指標、気候変動が及ぼす水温・水質影響に係る指標などの開発や評価手法・施策に関する調査研究を対象
- ③ 安全で安心な水のための健康リスクに関する調査研究
水系病原性微生物、微量有害化学物質等の水環境中での挙動把握、人や水生生物への影響評価、削減・制御技術や施策等に関する研究を対象

【令和2年度採択助成研究】

- ・琵琶湖底質一湖水間における溶存有機物生産機能の新規評価法の検討
- ・淀川流域における残留移動性有機化合物ジフェニルグアニジン（DPG）の存在実態一環境水中DPG分析法の確立と濃度分布の把握
- ・淀川水系における各種ふん便汚染源追跡指標（微生物遺伝子マーカー）の調査

【令和元年度・2年度成果報告会】

令和2年度成果報告会は、新型コロナウイルス感染症対策のため延期していた令和元年度成果報告会と合わせて6件の報告会として、Web開催にて実施した。

- ・日 時：令和3年3月18日
- ・参加者：55名(行政・事業体関係者、教育・研究者、企業関係者、市民)

(2) 琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、募集期間を当初予定から2週間延長し5月29日までとしたところ、7件の応募があり、こども水質保全活動助成選考委員会において助成対象として採択された。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、助成団体に事業の実施にあたって対策の徹底を求めたが、事業の内容により、事業の中止1件、一部中止1件があり、助成金が返還された。

また、令和元年度に助成した活動についての報告会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年8月に予定していた令和元年度成果報告会の開催を中止するとともに、令和2年9月2日に当機構Webサイトにおいて活動レポートを公開し、助成成果についての知見共有と交流を図った。

【こども水質保全活動助成の視点・内容】

- ① 琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動が含まれること
- ② 上流・下流のつながりなど広域的な視点があること
- ③ 今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫があること

【令和2年度採択助成活動】

- ・未来のびわ湖人育成のための学習支援事業
- ・電気分解による八幡堀の水質浄化
- ・体験から学ぶ環境学習（琵琶湖や川の恵みを感じよう！）【一部中止】
- ・草津川水辺の探究事業（2年目）
- ・吾妻川のひみつを探ろう
- ・比良山系でのサンショウウオの生育環境調査
- ・京都伏見淀納所の子供たちの歴史と環境学習【中止】

【令和元年度成果報告会】

- ・令和元年度に助成した団体の助成活動成果報告について、夏休み期間中である令和2年8月の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
- ・中止した成果報告会に代えて、当機構のWebサイトに各団体の活動レポート（一部YouTubeを使用）を公開した。

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 17,131,797 | 18,567,829 | △ 1,436,032 |
| 未収金 | 4,186,264 | 5,554,357 | △ 1,368,093 |
| 立替金 | 1,587,369 | 0 | 1,587,369 |
| 前払費用 | 567,584 | 724,769 | △ 157,185 |
| 流動資産合計 | 23,473,014 | 24,846,955 | △ 1,373,941 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 基本財産普通預金 | 5,000,000 | 0 | 5,000,000 |
| 基本財産定期預金 | 3,743,680 | 3,743,680 | 0 |
| 基本財産有価証券 | 3,201,939,340 | 3,304,680,240 | △ 102,740,900 |
| 基本財産合計 | 3,210,683,020 | 3,308,423,920 | △ 97,740,900 |
| (2) 特定資産 | | | |
| 特定資産普通預金 | 1,500,000 | 7,000,000 | △ 5,500,000 |
| 事業積立資産 | 80,000,000 | 80,000,000 | 0 |
| 特定資産合計 | 81,500,000 | 87,000,000 | △ 5,500,000 |
| (3) その他固定資産 | | | |
| 建物附属設備 | 335,910 | 419,886 | △ 83,976 |
| 什器備品 | 776,798 | 1,556,554 | △ 779,756 |
| 電話加入権 | 24,000 | 24,000 | 0 |
| ソフトウェア | 0 | 206,998 | △ 206,998 |
| 敷金 | 2,380,086 | 2,469,924 | △ 89,838 |
| 長期前払費用 | 0 | 51,192 | △ 51,192 |
| その他固定資産合計 | 3,516,794 | 4,728,554 | △ 1,211,760 |
| 固定資産合計 | 3,295,699,814 | 3,400,152,474 | △ 104,452,660 |
| 資産合計 | 3,319,172,828 | 3,424,999,429 | △ 105,826,601 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 未払金 | 419,268 | 523,920 | △ 104,652 |
| 預り金 | 205,750 | 440,803 | △ 235,053 |
| 流動負債合計 | 625,018 | 964,723 | △ 339,705 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | 0 | 4,268,656 | △ 4,268,656 |
| 固定負債合計 | 0 | 4,268,656 | △ 4,268,656 |
| 負債合計 | 625,018 | 5,233,379 | △ 4,608,361 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 指定正味財産合計 | 3,210,683,020 | 3,308,423,920 | △ 97,740,900 |
| (うち基本財産への充当額) | (3,210,683,020) | (3,308,423,920) | (△ 97,740,900) |
| 2. 一般正味財産 | | | |
| 一般正味財産 | 107,864,790 | 111,342,130 | △ 3,477,340 |
| (うち特定資産への充当額) | (81,500,000) | (87,000,000) | (△ 5,500,000) |
| 正味財産合計 | 3,318,547,810 | 3,419,766,050 | △ 101,218,240 |
| 負債及び正味財産合計 | 3,319,172,828 | 3,424,999,429 | △ 105,826,601 |

正味財産増減計算書

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ①基本財産運用益 | | | |
| 基本財産受取利息振替額 | 32,351,967 | 32,282,479 | 69,488 |
| ②特定資産運用益 | | | |
| 特定資産受取利息 | 8,054 | 8,091 | △ 37 |
| ③受取会費 | | | |
| 賛助会員受取会費 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| ④受取寄付金 | | | |
| 受取寄付金 | 2,353,000 | 2,524,000 | △ 171,000 |
| ⑤退職給付引当金戻入 | | | |
| 退職給付引当金戻入益 | 4,268,656 | 0 | 4,268,656 |
| ⑥雑収益 | | | |
| 受取利息 | 11,656 | 84 | 11,572 |
| 経常収益計 | 39,193,333 | 35,014,654 | 4,178,679 |
| (2) 経常費用 | | | |
| ①事業費 | | | |
| 役員報酬 | 2,478,888 | 2,978,244 | △ 499,356 |
| 給料手当 | 8,690,388 | 13,428,510 | △ 4,738,122 |
| 法定福利費 | 2,257,714 | 2,988,628 | △ 730,914 |
| 福利厚生費 | 21,301 | 24,901 | △ 3,600 |
| 退職給付引当金繰入 | 0 | 400,528 | △ 400,528 |
| 退職金 | 5,535,640 | 0 | 5,535,640 |
| 会議費 | 8,140 | 9,328 | △ 1,188 |
| 旅費交通費 | 17,212 | 247,901 | △ 230,689 |
| 通信運搬費 | 711,423 | 679,661 | 31,762 |
| 消耗品費 | 80,356 | 124,642 | △ 44,286 |
| 印刷製本費 | 589,364 | 284,159 | 305,205 |
| 光熱水料費 | 359,876 | 307,159 | 52,717 |
| 賃借料 | 3,509,679 | 3,633,272 | △ 123,593 |
| 保険料 | 27,500 | 27,550 | △ 50 |
| 諸謝金 | 294,651 | 206,655 | 87,996 |
| 租税公課 | 0 | 600 | △ 600 |
| 支払負担金 | 135,500 | 2,453,873 | △ 2,318,373 |
| 支払助成金 | 2,773,015 | 3,207,864 | △ 434,849 |
| 委託費 | 801,758 | 1,893,293 | △ 1,091,535 |
| 新聞図書費 | 39,000 | 38,040 | 960 |
| 調査関連費 | 0 | 152,098 | △ 152,098 |
| 支払手数料 | 152 | 152 | 0 |
| 雑費 | 0 | 10,303 | △ 10,303 |
| 減価償却費 | 720,460 | 755,447 | △ 34,987 |
| ②管理費 | 13,618,655 | 14,388,123 | △ 769,468 |
| 役員報酬 | 3,718,332 | 4,467,366 | △ 749,034 |
| 給料手当 | 3,715,460 | 3,399,405 | 316,055 |
| 法定福利費 | 1,943,678 | 1,977,957 | △ 34,279 |
| 福利厚生費 | 15,568 | 17,687 | △ 2,119 |
| 会議費 | 8,407 | 2,624 | 5,783 |
| 旅費交通費 | 59,776 | 108,630 | △ 48,854 |
| 通信運搬費 | 140,421 | 137,563 | 2,858 |
| 消耗品費 | 215,294 | 236,166 | △ 20,872 |
| 光熱水料費 | 154,233 | 131,639 | 22,594 |
| 賃借料 | 1,517,347 | 1,713,321 | △ 195,974 |
| 保険料 | 56,390 | 3,652 | 52,738 |
| 諸謝金 | 895,811 | 1,036,848 | △ 141,037 |
| 租税公課 | 50,200 | 46,550 | 3,650 |
| 支払負担金 | 0 | 0 | 0 |
| 委託費 | 570,399 | 577,822 | △ 7,423 |
| 新聞図書費 | 21,918 | 31,713 | △ 9,795 |
| 支払手数料 | 173,866 | 145,435 | 28,431 |
| 雑費 | 11,286 | 0 | 11,286 |
| 減価償却費 | 350,269 | 353,745 | △ 3,476 |
| 経常費用計 | 42,670,672 | 48,240,931 | △ 5,570,259 |
| 当期経常増減額 | △ 3,477,339 | △ 13,226,277 | 9,748,938 |
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| ①有価証券売却益 | | | |
| 基本財産有価証券売却益 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| ①固定資産除売却損 | | | |
| 固定資産除売却損 | 1 | 4 | △ 3 |
| 経常外費用計 | 1 | 4 | △ 3 |
| 当期経常外増減額 | △ 1 | △ 4 | 3 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 3,477,340 | △ 13,226,281 | 9,748,941 |
| 一般正味財産期首残高 | 111,342,130 | 124,568,411 | △ 13,226,281 |
| 一般正味財産期末残高 | 107,864,790 | 111,342,130 | △ 3,477,340 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| ①基本財産運用益 | | | |
| 基本財産評価損益 | △ 97,818,937 | △ 12,493,834 | △ 85,325,103 |
| 基本財産受取利息 | 32,430,004 | 32,339,683 | 90,321 |
| 基本財産有価証券売却益 | 0 | 0 | 0 |
| ②特定資産運用益 | | | |
| 特定資産受取利息 | 54 | 70 | △ 16 |
| ③一般正味財産への振替額 | | | |
| 一般正味財産への振替額 | △ 32,352,021 | △ 32,282,549 | △ 69,472 |
| 当期指定正味財産増減額 | △ 97,740,900 | △ 12,436,630 | △ 85,304,270 |
| 指定正味財産期首残高 | 3,308,423,920 | 3,320,860,550 | △ 12,436,630 |
| 指定正味財産期末残高 | 3,210,683,020 | 3,308,423,920 | △ 97,740,900 |
| III 正味財産期末残高 | 3,318,547,810 | 3,419,766,050 | △ 101,218,240 |

正味財産増減計算書内訳表

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 公益会計 | 法人会計 | 合 計 |
|-----------------|--------------|--------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ①基本財産運用益 | | | |
| 基本財産受取利息振替額 | 22,646,511 | 9,705,456 | 32,351,967 |
| ②特定資産運用益 | | | |
| 特定資産受取利息 | 8,040 | 14 | 8,054 |
| ③受取会費 | | | |
| 賛助会員受取会費 | 200,000 | 0 | 200,000 |
| ④受取寄付金 | | | |
| 受取寄付金 | 2,353,000 | 0 | 2,353,000 |
| ⑤退職給付引当金戻入 | | | |
| 退職給付引当金戻入益 | 4,268,656 | 0 | 4,268,656 |
| ⑥雑収益 | | | |
| 受取利息 | 11,570 | 86 | 11,656 |
| 経常収益計 | 29,487,777 | 9,705,556 | 39,193,333 |
| (2) 経常費用 | | | |
| ①事業費 | | | |
| 役員報酬 | 29,052,017 | 0 | 29,052,017 |
| 給料手当 | 2,478,888 | 0 | 2,478,888 |
| 法定福利費 | 8,690,388 | 0 | 8,690,388 |
| 福利厚生費 | 2,257,714 | 0 | 2,257,714 |
| 退職給付引当金繰入 | 21,301 | 0 | 21,301 |
| 退職金 | 0 | 0 | 0 |
| 会議費 | 5,535,640 | 0 | 5,535,640 |
| 旅費交通費 | 8,140 | 0 | 8,140 |
| 通信運搬費 | 17,212 | 0 | 17,212 |
| 消耗品費 | 711,423 | 0 | 711,423 |
| 印刷製本費 | 80,356 | 0 | 80,356 |
| 光熱水料費 | 589,364 | 0 | 589,364 |
| 賃借料 | 359,876 | 0 | 359,876 |
| 保険料 | 3,509,679 | 0 | 3,509,679 |
| 諸謝金 | 27,500 | 0 | 27,500 |
| 租税公課 | 294,651 | 0 | 294,651 |
| 支払負担金 | 0 | 0 | 0 |
| 支払助成金 | 135,500 | 0 | 135,500 |
| 委託費 | 2,773,015 | 0 | 2,773,015 |
| 新聞図書費 | 801,758 | 0 | 801,758 |
| 調査関連費 | 39,000 | 0 | 39,000 |
| 支払手数料 | 0 | 0 | 0 |
| 雑費 | 152 | 0 | 152 |
| 減価償却費 | 0 | 0 | 0 |
| 減価償却費 | 720,460 | 0 | 720,460 |
| ②管理費 | | | |
| 役員報酬 | 0 | 13,618,655 | 13,618,655 |
| 給料手当 | 0 | 3,718,332 | 3,718,332 |
| 法定福利費 | 0 | 3,715,460 | 3,715,460 |
| 福利厚生費 | 0 | 1,943,678 | 1,943,678 |
| 会議費 | 0 | 15,568 | 15,568 |
| 旅費交通費 | 0 | 8,407 | 8,407 |
| 通信運搬費 | 0 | 59,776 | 59,776 |
| 消耗品費 | 0 | 140,421 | 140,421 |
| 光熱水料費 | 0 | 215,294 | 215,294 |
| 賃借料 | 0 | 154,233 | 154,233 |
| 保険料 | 0 | 1,517,347 | 1,517,347 |
| 諸謝金 | 0 | 56,390 | 56,390 |
| 租税公課 | 0 | 895,811 | 895,811 |
| 支払負担金 | 0 | 50,200 | 50,200 |
| 委託費 | 0 | 0 | 0 |
| 新聞図書費 | 0 | 570,399 | 570,399 |
| 支払手数料 | 0 | 21,918 | 21,918 |
| 雑費 | 0 | 173,866 | 173,866 |
| 減価償却費 | 0 | 11,286 | 11,286 |
| 減価償却費 | 0 | 350,269 | 350,269 |
| 経常費用計 | 29,052,017 | 13,618,655 | 42,670,672 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 435,760 | △ 3,913,099 | △ 3,477,339 |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減の部 | 435,760 | △ 3,913,099 | △ 3,477,339 |
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| ①有価証券売却益 | | | |
| 基本財産有価証券売却益 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| ①固定資産除売却損 | | | |
| 固定資産除売却損 | 1 | 0 | 1 |
| 経常外費用計 | 1 | 0 | 1 |
| 当期経常外増減額 | △ 1 | 0 | △ 1 |
| 当期一般正味財産増減額 | 435,759 | △ 3,913,099 | △ 3,477,340 |
| 一般正味財産期首残高 | | | 111,342,130 |
| 一般正味財産期末残高 | | | 107,864,790 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| ①基本財産運用益 | | | |
| 基本財産評価益 | △ 68,473,256 | △ 29,345,681 | △ 97,818,937 |
| 基本財産受取利息 | 22,701,137 | 9,728,867 | 32,430,004 |
| 基本財産有価証券売却益 | 0 | 0 | 0 |
| ②特定資産運用益 | | | |
| 特定資産受取利息 | 40 | 14 | 54 |
| ③一般正味財産への振替額 | | | |
| 一般正味財産への振替額 | △ 22,646,551 | △ 9,705,470 | △ 32,352,021 |
| 当期指定正味財産増減額 | △ 68,418,630 | △ 29,322,270 | △ 97,740,900 |
| 指定正味財産期首残高 | | | 3,308,423,920 |
| 指定正味財産期末残高 | | | 3,210,683,020 |
| III 正味財産期末残高 | | | 3,318,547,810 |

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定委員会）を採用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

決算日の市場価格に基づく時価法を採用している。

なお、取得原価と額面金額との差額が金利の調整と認められる債券については、償却原価法（定額法）によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっている。

② 無形固定資産

定額法によっている。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づき定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

| 科 目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|---------------|-----------|-------------|---------------|
| 基本財産 | | | | |
| 普通預金 | 0 | 5,000,000 | 0 | 5,000,000 |
| 定期預金 | 3,743,680 | 0 | 0 | 3,743,680 |
| 国債及び地方債 | 3,304,680,240 | 78,037 | 102,818,937 | 3,201,939,340 |
| 小 計 | 3,308,423,920 | 5,078,037 | 102,818,937 | 3,210,683,020 |
| 特定資産 | | | | |
| 普通預金 | 7,000,000 | 0 | 5,500,000 | 1,500,000 |
| 事業積立資産 | 80,000,000 | 0 | 0 | 80,000,000 |
| 小 計 | 87,000,000 | 0 | 5,500,000 | 81,500,000 |
| 合 計 | 3,395,423,920 | 5,078,037 | 108,318,937 | 3,292,183,020 |

（注1）基本財産のうち国債及び地方債の当期増加額は、償却原価法適用によるものである。

（注2）基本財産のうち国債及び地方債の当期減少額は下記によるものである。

- ・ 国債及び地方債の期末時価評価益203,574,470円と前期末評価益301,393,407円を洗替した差額97,818,937円。
- ・ 国債及び地方債の期中売却額1,000,000,000円と期中購入額995,000,000円の差額5,000,000円。

（注3）特定資産のうち普通預金の当期減少額は、公益目的事業に従事してきた職員に対する退職手当支給の財源に充てるための取崩しによるものである。

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科 目 | 当期末残高 | (うち指定正味財産 からの充当額) | (うち一般正味財産 からの充当額) | (うち負債に 対応する額) |
|---------|---------------|----------------------|----------------------|------------------|
| 基本財産 | | | | |
| 普通預金 | 5,000,000 | (5,000,000) | — | — |
| 定期預金 | 3,743,680 | (3,743,680) | — | — |
| 国債及び地方債 | 3,201,939,340 | (3,201,939,340) | — | — |
| 小 計 | 3,210,683,020 | (3,210,683,020) | — | — |
| 特定資産 | | | | |
| 普通預金 | 1,500,000 | — | (1,500,000) | — |
| 事業積立資産 | 80,000,000 | — | (80,000,000) | — |
| 小 計 | 81,500,000 | — | (81,500,000) | — |
| 合 計 | 3,292,183,020 | (3,210,683,020) | (81,500,000) | — |

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科 目 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|--------|------------|------------|-----------|
| 建物附属設備 | 2,205,000 | 1,869,090 | 335,910 |
| 什器備品 | 7,678,505 | 6,901,707 | 776,798 |
| ソフトウェア | 21,396,038 | 21,396,038 | 0 |
| 合 計 | 31,279,543 | 30,166,835 | 1,112,708 |

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

| 内 容 | 金額 |
|--------------|------------|
| 経常収益への振替額 | |
| 基本財産運用益への振替額 | 32,351,967 |
| 特定資産運用益への振替額 | 54 |
| 合 計 | 32,352,021 |

財産目録

令和3年3月31日現在

(単位:円)

| 貸借対照表科目 | | 場所・物量等 | 使用目的等 | 金額 |
|---------------|------------------|---|---|---|
| (流動資産) | | | | |
| (流動資産) | 現金 | 手元保管 | 運転資金として | 40,883 |
| | 預金 | 普通預金 りそな銀行北浜支店 三井住友銀行大阪公務部 | 運転資金として | 8,519,874 8,571,040 |
| | 未収金 | 京都工芸繊維大学 環境化学センター 職員3名 | 有価証券未収利息 水質保全研究助成金 剰余金 3月給与 健康保険料控除不足分 | 4,069,233 116,647 384 |
| | 立替金 | 第260日本高速道路保有・債務返済 機構債券 | 債券購入(売主分)経過利息 | 1,587,369 |
| | 前払費用 | | 4月事務所使用料等 | 567,584 |
| 流動資産合計 | | | | 23,473,014 |
| (固定資産) | | | | |
| 基本財産 | 基本財産普通預金 | りそな銀行北浜支店 | 共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。 | 5,000,000 |
| | 基本財産定期預金 | 三井住友銀行大阪公務部 | 公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。 | 3,122,940 |
| | | りそな銀行北浜支店 | 共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。 | 620,740 |
| | 基本財産有価証券 有価証券 | 兵庫県第25回公募公債 堺市平成27年度第1回公募公債 福岡市平成23年度第4回公募公債 大阪府第7回公募公債 第130回利付国債 神奈川県第20回公募公債 福岡市平成24年度第2回公募公債 群馬県第3回公募公債 第260回日本高速道路保有・債務返済 機構債券 政府保証第356回日本高速道路保有・ 債務返済機構債券 | 共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。 | 111,720,000 240,960,000 434,491,000 431,872,140 4,697,200 116,260,000 116,703,000 69,726,000 975,300,000 700,210,000 |
| 特定資産 | 特定資産普通預金 | 三井住友銀行大阪公務部 | 共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。 | 1,500,000 |
| | 事業積立資産 定期預金 | りそな銀行北浜支店 | 公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。 | 80,000,000 |
| その他 固定資産 | 建物附属設備 | 間仕切り、電気設備工事等 | 共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。 | 335,910 |
| | 什器備品 | サーバーシステム一式 | | 492,061 |
| | 電話加入権 | 06-6920-3035、06-6920-3036 | | 24,000 |
| | 敷金 | 事務所賃貸保証金 | | 2,380,086 |
| | 什器備品 | パソコン等 | 公益目的保有財産として使用している。 | 159,276 |
| | 什器備品 | パソコン | 管理運営のための財産として使用している。 | 125,461 |
| 固定資産合計 | | | | 3,295,699,814 |
| 資産合計 | | | | 3,319,172,828 |
| (流動負債) | 未払金 | | 3月社会保険料 日常経費等 | 149,329 269,939 |
| | 預り金 | | 社会保険料 源泉所得税 | 145,871 59,879 |
| 流動負債合計 | | | | 625,018 |
| (固定負債) | | | | 0 |
| 固定負債合計 | | | | 0 |
| 負債合計 | | | | 625,018 |
| 正味財産 | | | | 3,318,547,810 |

公益目的保有財産の明細

| 財産種別 | 公益認定前取得 不可欠特定財産 | 公益認定後取得 不可欠特定財産 | その他の 公益目的保有財産 | 使用事業 |
|--------|--------------------|--------------------|--|---|
| 普通預金 | | | 三井住友銀行大阪公務部 1,500,000円 りそな銀行北浜支店 5,000,000円 | 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) |
| 定期預金 | | | 三井住友銀行大阪公務部 3,122,940円 りそな銀行北浜支店 620,740円 りそな銀行北浜支店 80,000,000円 | 公1 公1(法人会計と共有) 公1 |
| 投資有価証券 | | | 兵庫県第25回公募公債 111,720,000円 堺市平成27年度第1回公募公債 240,960,000円 福岡市平成23年度第4回公募公債 434,491,000円 大阪府第7回公募公債 431,872,140円 第130回利付国債 4,697,200円 神奈川県第20回公募公債 116,260,000円 福岡市平成24年度第2回公募公債 116,703,000円 群馬県第3回公募公債 69,726,000円 第260回日本高速道路保有 ・債務返済機構債券 975,300,000円 政府保証第356回日本高速道路保有 ・債務返済機構債券 700,210,000円 | 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) |
| 建物付属設備 | | | 335,910円 | 公1(法人会計と共有) |
| 什器備品 | | | サーバーシステム一式 492,061円 | 公1(法人会計と共有) |
| 電話加入権 | | | 06-6920-3035、06-6920-3036 24,000円 | 公1(法人会計と共有) |
| 長期前払費用 | | | サーバーシステム保守 0円 | 公1(法人会計と共有) |
| 敷金 | | | 事務所賃貸保証金 2,380,086円 | 公1(法人会計と共有) |
| ソフトウェア | | | サーバーシステム 0円 | 公1(法人会計と共有) |
| 什器備品 | | | パソコン等 159,276円 | 公1 |
| ソフトウェア | | | サーバーシステム 0円 | 公1 |
| 合計 | | | 3,295,574,353円 | |

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記「3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のため省略する。

2. 引当金の明細

(単位：円)

| 科目 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|-----------|-------|-----------|-----|------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 退職給付引当金 | 4,268,656 | 0 | 4,268,656 | 0 | 0 |

令和2年度 監査報告書

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 林 毅 様

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3年5月20日

監 事

監 事

〔資料 5〕

(令和3年度第1回評議員会幹事会・理事会幹事会合同会議資料)

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 令和3年度のあり方検討について

1 取組の現状

- 令和2年2月の理事会、評議員会において承認された「BYQの今後のあり方（令和2～4年度計画）」における「財務状況の試算」で明らかになった厳しい状況（令和11年度には基本財産を取崩さなければ運営できない状況）を改善するため、「機構の長期的な事業及び運営のあり方についての検討を、次期（令和2～4年度）においても行うものとする。」とされた。
- 令和2年度末に開催された合同幹事会（第3回）・理事会（第6回）・評議員会（第5回）において、令和3年度の機構のあり方検討の進め方について説明を行い、次のとおり検討を進めることで了解された。

2 令和3年度の検討の進め方

評議員会及び理事会の幹事会の構成機関から推薦を受けるメンバーによる「あり方検討ワーキンググループ（WG）」を設置するとともに、外部機関（コンサル等）へ委託することにより、「あり方」、水質課題、取り組むべき事業等について検討を行い、令和5年度以降の「あり方」に関する基本方針を取りまとめる。

3 ワーキンググループの設置とメンバーの推薦について（依頼） <別紙1参照>

1) ワーキンググループの概要

- ・ 幹事会各構成機関より推薦を受けた者（機構を所管する部門と環境・技術担当部門で係長級以上の職員各1名）により構成する。
- ・ BYQ職員（総務企画部、研究員）が事務局を務める。
- ・ 委託調査と連携して検討を進める。

2) スケジュール（案）

- ① 本日の合同幹事会：ワーキンググループの設置要綱の承認とスケジュールの確認
各構成機関にメンバーの推薦を依頼
- ② 第1回WG会議（7月）：推薦されたメンバーによる、招集開催又はWeb開催
メンバーによるBYQの現状認識と検討課題を共有
- ③ 年度末の幹事会・理事会・評議員会に検討結果を報告

4 委託調査の実施について（案）

- 1) 令和3年度予算の委託費 5,000千円
- 2) 調査の進め方 委託先は第3者的な立場に立って委託内容を調査し成果を報告する。
調査の成果は、ワーキンググループの検討に資するものとし、その進捗に対応するとともに、中間報告等適宜要請に応じて情報提供を行うものとする。

3) 委託内容（「仕様書」の概要）

委託事項（案）

- 〈1〉 公益財団法人としてのBYQの収支構造の分析と将来の方向性の提案
 - ・他団体の成功事例の分析・・・現状のBYQに欠けているもの、改善策
- 〈2〉 収入の確保・改善方策の提案と取るべき手段・方策
 - ・BYQが現在行っていない行政機関（国・地方公共団体等）からの業務委託を受注する場合の方策（技術士・業者登録 等の条件の洗い出し）
 - ・BYQ保有のデータ・研究成果等の活用による新たな事業、他団体・機関と連携する事業（研究：共同研究・国等の助成研究）の可能性の検討
- 〈3〉 BYQの公益法人としての収入確保方策の提案

⇒各幹事：委託調査する項目で、追加すべき事項があれば提案いただきたい

4) 契約方法：随意契約による [機構会計規程第 28 条]

随意契約理由

[委託内容が高度の専門性を必要とすることから競争入札になじまない]

* 会計規程第 28 条に列挙される以下の事由を総合して適用

- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (4) その性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき適しないものであるとき
- (5) 時価に比べ著しく有利な価格等で契約を締結する見込のあるとき
- (6) 効率的・効果的な業務運営に資するものであるとき

5) 委託先の選定について

- ・機構事務局（局長・総務企画部長）と幹事会を代表する者（本合同幹事会議で理事会幹事会幹事長を選定）の協議により決定
- ・候補となる委託先は、事務局にてヒアリングと見積徴取を行うものとする。
 - （例）新たな公的事業を開始する場合の助言・提案に実績があるもの
 - 将来BYQのような組織が持続的に運営する方策の検討の実績があるもの
 - BYQと直接の利害関係がない第三者的な立場からの提案が期待できるもの
 - 公益法人で、将来の長期的な運営についての検討の実績があるもの

⇒各幹事：適切な委託先があれば推薦願いたい

6) 契約期間（令和3年度中）

- ・幹事会で上記2点を依頼し（回答期限6月11日予定）、回答を踏まえて上記4)の協議を行って業者を選定するとともに、結果を速やかに各幹事に通知し、契約する。
- ・委託業者の担当者は、WGに出席し（基本はオブザーバー）、WGの求めにより意見を述べるができるものとする。

7) 成果の活用について

委託先はWGの検討に適宜参画するとともに、調査結果はWGの検討に対応させるものとする。

令和3年度中の幹事会・理事会・評議員会に適宜取組状況を報告するとともに、令和4年2月に開催予定の幹事会・理事会・評議員会に報告する。

令和3年度あり方検討ワーキンググループの設置について

1. ワーキンググループの構成

- (1) 名称は「令和3年度あり方検討ワーキンググループ」とし、設置要綱は別紙2のとおり
- (2) メンバーは、評議員会幹事会・理事会幹事会の幹事を選任する機関から推薦を受けた者で構成する。(機構事務局長が推薦依頼)
各団体の推薦は1名ないし2名とし、係長級以上の職員で次の部門に属する者
 - ・ 機構を所管する部門
 - ・ 環境・技術担当部門
- (3) BYQ職員(総務企画部、研究員)が事務局を務める。

2. 検討項目(案)

- ① BYQのこれまでの取組の総括
 - ② 淀川水系の水質(水環境含む)に関する現況と問題点の把握
 - ③ 流域行政機関、既存調査研究機関の水質保全に関する取組みの現状把握
 - ④ BYQの役割に関する検討(①を踏まえ、②、③から導き出される役割)
 - ⑤ BYQの組織に関する検討: 将来に向けて継続する組織のあり方
 - ⑥ 収益改善(費用負担)に関する検討(収入確保方策の洗い直し)
 - ⑦ 機構継続のための基本財産に関する検討(運用・追加出捐・取崩し)
- ※コンサルへの委託調査は③④⑤⑥とし⑦にも及ぶ

3. スケジュール(案)

第1回(令和3年7月): WGの発足と所管事項の確認、基本データ 等

- ① BYQのこれまでの取組の総括
 - ・ 自主事業と受託事業
 - ・ 公益3事業 1号 調査研究、 2号 啓発事業、 3号 活動支援事業
- ② 淀川水系の水質(水環境含む)に関する現況と問題点の把握=基本データの確認

第2回(令和3年11月頃)《委託調査の中間報告を含む》

- ③ 流域行政機関、既存調査研究機関の水質保全(水環境含む)に関する取組の現状把握(取組の現況、実施上の問題点、将来の方向性など、ヒアリングも実施)
- ④ BYQの役割に関する検討
 - ・ 取り組むべき事業内容の抽出
 - ・ BYQの目的、必要性の明確化(=機構の存続、機能拡大)
 - ・ 他機関(国・自治体・公益法人等)からの受託研究(=収入確保策)
 - ・ 大学・公的研究所等との共同研究に関する検討(=研究機能強化策)
- ⑤ BYQの組織に関する検討: 将来に向けて継続する組織
 - ・ 役職及び人員構成(事業を継続・拡大か、合理化か)
 - ・ 人員確保の方法(BYQの事業に見合う研究者、技術者)

⑥収益改善（費用負担）に関する検討

- ・基本財産の運用対象の拡大（低金利下の収入確保）
- ・寄附金（クラウドファンディング含む）、賛助会員の募集
- ・収益事業の実施（受託事業を含む）

⑦機構継続のための基本財産に関する検討

- ・基本財産の運用対象の拡大
- ・基本財産の積み増し（出捐の拡大の要請）＝新たな事業展開の財源
- ・事業継続・拡大のための取崩し

第3回（令和4年1月頃）

WG検討結果の取りまとめ（骨子）の協議

- ・①②③の現状把握・認識を踏まえ、委託調査結果を受けて、④⑤⑥⑦に関する基本方針 について協議

4. 令和3年度 あり方検討のとりまとめについて

- ・WGの検討結果により出された方向性は、実現可能なものから令和4年の事業計画や予算に反映させ、令和5年度からの新しい「あり方」に基づく事業の端緒とする。
 - ・このため、令和3年度中に開催される幹事会・理事会・評議員会に適宜取組状況を報告するとともに、令和4年2月に開催予定の幹事会・理事会・評議員会で協議する。
 - ・令和4年度における検討は、合同幹事会において検討を行うものとする。
- なお、WGの検討成果により、WGを継続・再構成して改めての設置は有りうるものとする。

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 令和3年度あり方検討ワーキンググループ設置要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構（以下、「機構」という。）の将来のあり方（令和5年度から令和7年度）について、実務者による令和3年度の検討を行うため、琵琶湖・淀川水質保全機構令和3年度あり方検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、以下の項目について、機構のあり方の方向性を協議・検討し、その結果を機構事務局長に対して報告する。

- ①BYQのこれまでの取組の総括
- ②淀川水系の水質（水環境含む）に関する現況と問題点の把握
- ③流域行政機関、既存調査研究機関の水質保全に関する取組みの現状把握
- ④BYQの役割に関する検討
- ⑤BYQの組織に関する検討
- ⑥収益改善（費用負担）に関する検討
- ⑦機構継続のための基本財産に関する検討

(組織)

第3条 ワーキンググループは、別表に定める各構成機関から推薦された者（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

- 2 各構成機関は、機構を所管する部門又は環境・技術担当部門に属する係長級以上の職員から1名ないし2名を推薦する。
- 3 ワーキンググループの会議の議長は、会議に出席したメンバーの中からその都度互選する。

(会議)

第4条 会議は、機構事務局長が招集する。

ただし、必要に応じ、Webによる会議で開催することができる。

- 2 メンバーがやむを得ない理由のためワーキンググループの会議に出席できない場合は、当該メンバーが定めた者を代理人として会議に出席させることができる。
- 3 会議の議事は、出席メンバーの過半数をもって決する。
- 4 会議を招集するいとまがないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、メンバーに対する回議をもって会議を開催したものとすることができる。
- 5 機構事務局長は、ワーキンググループの検討結果を評議員会幹事会及び理事会幹事会に報告し、その結果を理事会及び評議員会に報告する。

(秘密を守る義務)

第5条 メンバーは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、機構総務企画部において行う。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日より施行する。

別 表

<評議員会幹事会構成機関>

公益社団法人関西経済連合会

公益財団法人関西生産性本部

京都市

大阪市

神戸市

公益社団法人日本水道協会

一般社団法人近畿建設協会

阪神水道企業団

大阪広域水道企業団

<理事会幹事会構成機関>

三重県

滋賀県

京都府

大阪府

兵庫県

奈良県

国土交通省近畿地方整備局

独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社

評議員会幹事会幹事、理事会幹事会幹事 各位

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構
事務局長 合川正弘

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構
令和3年度あり方検討ワーキンググループの
メンバーの推薦等について（依頼）

平素は、当機構の運営につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構の令和3年度のあり方検討を、合同幹事会の議題4にてご説明したとおり実施することを承認いただき、各構成機関には、ワーキンググループのメンバーを推薦いただくこととなりました。

つきましては、別紙の回答様式1により、メンバーの推薦をお願い申し上げます。複数のメンバーの推薦に当たっては、機関内部の調整を含めよろしくお願いいたします。

なお、ワーキンググループの開催については、別途、開催の日時、場所（開催方法）等メンバーが確定後メンバーに調整させていただきます。

また、委託調査の実施についてご意見がある場合は、回答様式2によりご回答ください。業務御多忙の折、大変恐縮ですが、令和3年6月11日（金）までにご回答いただきますようお願いいたします。

（添付書類）

- ・公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 令和3年度 あり方検討ワーキンググループ 設置要綱
- ・「公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 令和3年度のあり方検討について」

(公財) 琵琶湖・淀川水質保全機構
担当 総務企画部 菱田
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15
TEL 06-6920-3035
FAX 06-6920-3036
e-mail hishida@byq.or.jp

回答様式 1

(あり方検討ワーキンググループ)

機 関 名 _____

下記のとおり、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 令和3年度あり方検討ワーキンググループのメンバーを推薦します。

記

| 氏 名 | 貴 機 関 の 所 属 ・ 役 職 名 | 電話番号 Mailアドレス |
|-----|---------------------|------------------|
| | (機構を所管する部門) | TEL Mail |
| | (環境・技術担当部門) | TEL Mail |

(注) 推薦いただく方は、1名または2名(2部門の推薦の場合)でお願いします。

※6月11日(金)までにご回答いただきますようお願いいたします。

回答様式 2

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 令和3年度あり方検討の委託調査に関する意見

<機関名>

<意見>

1 委託調査で実施すべき追加項目

2 委託先の推薦

※6月11日（金）までにご回答いただきますようお願いいたします。